

令和3年度 公文書開示（10月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	R3. 9. 24	R3. 10. 6	措置完了報告書（22環改化第629号）	19	1															環境局 環境改善部 化学物質対策課
2	R3. 9. 15	R3. 10. 6	24環多改水第88号（水質汚濁防止法第6条第1項特定施設使用届出書） 30環多改水第191号（水質汚濁防止法第6条第1項有害物質貯蔵施設使用届出書） 30環多改水第192号（水質汚濁防止法第10条特定施設使用廃止届出書） 31環多改水第409号（水質汚濁防止法第10条氏名等変更届出書） 31環多改水第410号（水質汚濁防止法第6条第1項有害物質貯蔵施設使用届出書） 30環多改三第31号（土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の確認申請書）	75	1															環境局 多摩環境事務所 環境改善課
3	R3. 8. 12	R3. 10. 11	大島キョン防除事業について（令和3年7月6日）	1	1															環境局 自然環境部 計画課
4	R3. 8. 25	R3. 10. 15	環多水法第Ⅲ-17号（平成11年7月27日）	8	1															環境局 多摩環境事務所 環境改善課
5	R3. 8. 25	R3. 10. 15	26環多改水第286号（平成26年12月12日） 26環多改水第299号（平成26年12月19日）	34		1														工場内の配置図は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にし、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることから、東京都情報公開条例第7条第4号に該当する。 環境局 多摩環境事務所 環境改善課
6	R3. 10. 4	R3. 10. 19	・多公監Ⅲ水第120号（水質汚濁防止法第7条特定施設の構造等変更届出書） ・公多水法第Ⅱ2-253号（水質汚濁防止法第6条第2項排出水の排水系統別の汚染状態及び量の届出書） ・環多水法第Ⅲ-51号（水質汚濁防止法第7条特定施設の構造等変更届出書） ・環多水法第Ⅱ2-88号（水質汚濁防止法第10条汚濁負荷量測定手法届出書） ・13環多改水第273号（水質汚濁防止法第6条第3項排出水の排水系統別の汚染状態及び量の届出書） ・15環多改水第175号（水質汚濁防止法第7条特定施設変更届出書） ・19環多改水第274号（水質汚濁防止法第10条氏名変更等届出書）	75	1															環境局 多摩環境事務所 環境改善課
7	R3. 10. 7	R3. 10. 21	〇〇（年月日）一般粉じん発生施設立入検査における是正報告書（〇〇（年月日）收受）	1		1														事業所建屋内の部屋の配置が分かる写真 事業所の建屋内の情報であり、公にすると建屋内部への侵入や窃盗等を容易にするなど犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障をおよぼすおそれがある部分のため、東京都情報公開条例第7条第4号に基づき開示しない。 環境局 多摩環境事務所 環境改善課
8	R3. 10. 18	R3. 10. 28	土壤汚染状況調査結果報告書（16環改有第521号）	41	1															環境局 環境改善部 化学物質対策課